

▼吹田市旭通商店街の取組を紹介します！



topics

◎吹田のいいところ見てきました！
吹田市旭通商店街の取組を
紹介します！

◎連載コラム『経営のはなし』
「コロナ禍においての
事業者への支援策について」

◎チェックしましたか？
同一労働・同一賃金

etc



吹田のいいところを見つけてきました！

吹田市旭通商店街



吹田市旭通商店街（以降「旭通商店街」と表記）は、JR吹田駅南側に位置し、飲食店・洋服・雑貨・習い事教室・ペット・不動産など幅広い業種のお店、約95店舗で構成されています。

近年ではアーケード内にも駐輪スペース、車道側には駐車スペースを設け、舗道はバリアフリーにし、CO₂削減のため街路灯をLEDダウンライトに交換、さらに長さ1,000mをほこるドライミストが設置され、太陽光パネルや防犯カメラ（45台）も設置するなど様々な取組を行っています。

今回は大阪府商店街感染症対策等支援事業モデル地域に選定された旭通商店街のコロナ禍での取組についてご紹介します。



9月に実施したキャンペーンでは大阪府より「もずやん」も登場しました



街内に設置されたのぼり

旭通商店街では「みんなで守ろう おおさか」のキャッチフレーズのタペストリーやのぼりを掲出し、12台設置されているデジタルサイネージでも新しい生活様式を呼び掛ける動画による啓発を行っています。また、街内の放送でも、少人数でのお買い物や手指消毒、マスクの着用のご協力を常時呼び掛けています。

各店舗では店頭除菌剤を設置するとともに、大阪コロナ追跡システムのQRコードを掲示するなど、積極的な取組に高齢者や親子連れのお客様からも安心できるとの声をいただいているそうです。



店頭には大阪コロナ追跡システムQRコードを設置



啓発のタペストリーが目をはきます



デジタルサイネージによる啓発

吹田市でも今年度、新型コロナウイルス感染症予防対策事業を行った商業団体への消耗品等の補助により、各商店街等の感染症予防の環境整備の支援を行いました。（申請受付は令和2年9月末で終了しました。）

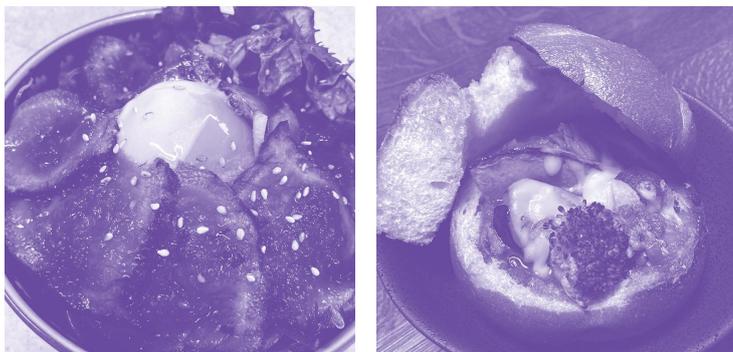
旭通商店街では、市の補助金を活用し、組合員店舗へのマスクやアルコール除菌剤の配布や飛沫防止板の設置などを実施しました。

また、旭通商店街では、JR吹田駅前さんくす夢広場に月1回開催されているビレッジマートに合わせて、LINEのおともだち登録キャンペーンを実施しています。キャンペーン当日に登録された方には先着100名様に組合員店舗で使用できる500円クーポンやお子様にはお菓子をプレゼント。登録者数は順調に増え、開始2か月で250名を超えました。若い世代の方にも商店街をより知っていただくため、LINEでの情報発信をしっかりとやっていきます。

また、おともだち登録キャンペーンの際には、受付近くの店舗（さくらカフェ）にて商店街の組合員店舗のコラボメニューも販売しています。普段は食べられない限定メニューを楽しみにされているファンも多いとのことでした。



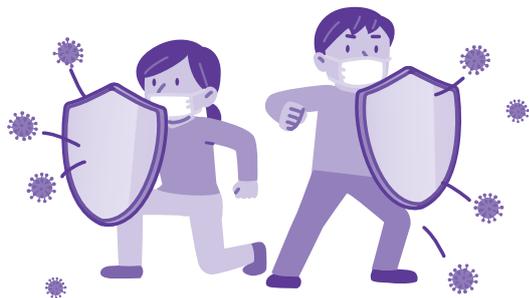
LINE おともだち登録募集中!!



商店街のスペシャルコラボメニュー
(右)チキンカレーボール パン工房カナル(パン)×とり信(鶏肉)
(左)ローストビーフ丼 肉のいろは(ローストビーフ)

「まずは感染症対策をしっかり行って安心安全にお客様に来ていただきたい。その上で商店街をより知っていただくために新しい生活様式に応じた広報やイベントを進めていければ」と旭通商店街協同組合副理事長の池内さん。今だからこそできることもあると熱い思いを語っていただきました。

旭通商店街は一層の感染対策と来街者への啓発を行いながら、日々の生活に欠かせないお買い物に安心して来街いただけるよう、SNSも活用し、アフターコロナも見据えて着実に歩みを進めています。



コロナ禍における事業者への支援策について

昨年末からの新型コロナウイルス感染者数の爆発的な増加を抑え込むために、今年1月から大阪府下でも緊急事態宣言が再発令されました。それにより、新規感染者数の増加を抑える三密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける新しい生活様式への行動変容が消費者や事業者に求められております。

一方、飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受ける事業者にとっては、依然として厳しい状況が続いており、行政による事業者への継続的な支援は欠かすことはできません。よって、今回は、大阪府や経済産業省が実施する事業者への支援策をご紹介します。

■大阪府からの事業者への支援策

大阪府営業時間短縮協力金

緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和3年1月14日から2月7日の25日間、営業時間短縮などの要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に営業時間短縮協力金が支給されます。

対象者

- 1) 大阪府内に要請対象施設（店舗）を有すること
- 2) 感染拡大予防ガイドラインを厳守し、大阪府の要請にご協力頂いていること

※午後8時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業していた店舗が休業や営業時間を短縮した場合となっておりますので、ご注意ください。

申請手続

1) パソコンまたはスマートフォンからの申請

申請には、大阪府営業時間短縮協力金システムの利用者登録が必要となります。大阪府の協力金専用ホームページ内の「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」右上の新規登録ボタンより利用者登録を行ってください。

2) 郵送での申請

速やかな審査のためオンライン申請をお勧めしているようですが、郵送（郵便物の追跡ができるレターパックライト）も可能となっております。

申請受付期間

- ・令和3年2月8日（月）から3月22日（月）まで

対象施設

- 1) 飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
- 2) 遊興施設：バー・カラオケボックス等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）

※大阪府の要請対象外の施設や店舗（惣菜、弁当などの

持ち帰り専門店、ケータリングなどのデリバリー専門店など）は、支給対象外となりますので、ご注意ください。詳しくは、大阪府ホームページ「大阪府営業時間短縮協力金」の「対象施設（店舗）一覧表」にてご確認ください。

要請内容

- ・店舗の休業または、営業時間の短縮（午前5時～午後8時を要請）

※ただし、酒類の提供については午前11時～午後7時まで

支給額

- 1) 令和3年1月14日から2月7日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 150万円（6万円×25日間）
- 2) 令和3年1月18日から2月7日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 126万円（6万円×21日間）

※要請遵守の開始日が令和3年1月15日から1月17日までの間の場合も、126万円となります。

申請書類

- 1) 大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）
- 2) 大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）
- 3) 誓約・同意書（様式3）
- 4) 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- 5) 写真等
- 6) 事業所得の分かる確定申告書の写し
- 7) 本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）
- 8) 振込先確認書類

※1)～3)は、オンライン申請では画面からの入力項目となります。郵送申請の場合のみ、ご提出となっております。

※5) 写真等は、①から③まで全て必須となります。①店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）、②休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等、③大阪府「感染防止ステッカー」を提示している写真など。

※6)～8)については、過去に休業要請支援金（府・市町村共同支援金）等を受給した方は、提出を省略できる場合があります。

【問合せ先】

大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター
06-6210-9525
 （平日・土曜日午前9時から午後7時、日曜日及び祝日を除く）

店舗が営業時間短縮協力金の対象となるのか判断できない場合には、大阪府ホームページ「大阪府営業時間短縮協力金」に「対象・対象外フローチャート」が掲載されております。また、申請内容に関するコールセンター

も開設されておりますので、ご活用されることをお勧めいたします。

大阪府HP「大阪府営業時間短縮協力金」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozikantansyuku/index.html#c>

■経済産業省からの事業者への支援策

飲食店の時短営業等により、影響を受けた事業者に一時金を支給します。

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時金が支給されます。

対象者

緊急事態宣言の再発令に伴い、

- 1) 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)

- 2) 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

※上記1)または2)を満たしており、本年1～3月のいずれかの月の売上高が、対前年比(または対前々年比)50%以上減少していることとなっております。

支給額

- ・法人 最大60万円
- ・個人事業者等 最大30万円

※現時点(2月12日)では、申請方法等の詳細については、決まり次第、経産省HP等でお知らせすることとなっております。なお、3月上旬から電子申請での受付開始予定とのことです。

緊急事態宣言の再発令により影響を受けた皆様へ

飲食店の時短営業等により影響を受けた事業者に一時金を支給します

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

- ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること
農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定しています。

または、

- ②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定しています。

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が
対前年比(または対前々年比)▲50%以上減少していること。

支給額

法人	最大60万円
個人事業者等	最大30万円

算出方法： 前年(または前々年)1～3月の事業収入
－(前年(または前々年)同月比▲50%以上の月の事業収入×3)

申請方法等の詳細は、決まり次第、経産省HP等でお知らせいたします。
(3月上旬に、電子申請での受付開始予定)

最後に、速やかな審査のために、原則オンライン申請となっておりますが、事業者によっては郵送での申請を希望される方も多くいらっしゃると思います。申請等に関する内容については、コールセンターをはじめ、各種の相談窓口などにおいても、三密を避けつつ対応しておりますので、この機会に是非ともご利用いただければ幸いです。

参考文献・資料

大阪府HP「大阪府営業時間短縮協力金」をもとに筆者にて加筆
2021年2月12日アクセス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozikantansyuku/index.html#c>

経済産業省HP「緊急事態宣言の再発令に伴う経産省の支援措置について」をもとに筆者にて加筆
2021年2月12日アクセス

https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu_shien/

■筆者プロフィール■



吹田市商業相談員 辻紳一氏 (中小企業診断士)

1969年生まれ。約20年にわたり情報システムの企画・開発に携わり、2010年に中小企業診断士登録の後、独立。専門分野は小売業、サービス業、商店街活性化支援。近畿圏を中心とした各地域で商業活性化の登録専門家として活躍中。

<コメント>

「“問題の解決方法は、クライアントが持っている”ことを常に意識し、“一期一会”の気持ちをもって、“お客様との対話”を心がける。そのような、お客様重視の姿勢で支援いたします。」

◇◇◇ 辻先生の商業相談 ◇◇◇

吹田市では商業の経営に関することについての相談を実施しています。無料ですのでお気軽にご利用ください。

商業相談日

・市内相談(市役所市民総務室 中層棟1階 105番窓口)
…毎月第3木曜日 午後1時～午後5時

・市外相談(巡回相談)
…毎月第2・4木曜日 午後1時～午後5時

相談は予約制で、相談時間は30分～1時間程度です。相談を希望される方は地域経済復興室までご連絡ください。

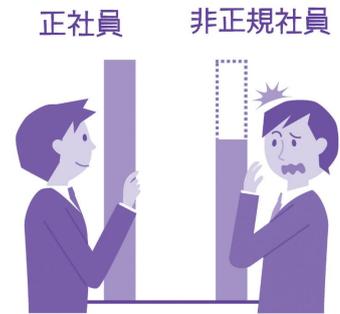
▶ 同一労働同一賃金

正社員と非正規雇用労働者との間の 不合理な待遇差が禁止されます！

●2021年4月から、中小企業にも非正規雇用労働者への不合理な待遇差の禁止が適用されます。

『同一労働同一賃金』とは？

- ①同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドラインを策定し、どのような待遇差が不合理に当たるか否かを例示しましょう。
- ②非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について事業主に説明を求められるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から尋ねられたら、説明をしなければなりません。
- ③職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます。都道府県労働局で、無料非公開で紛争解決の相談ができます。



- ◎パートタイム・有期雇用労働法が、2021年4月から中小企業へも適用されます！
- ◎労働者派遣法…2020年4月から適用
- ◎『同一労働同一賃金ガイドライン』もチェック！ ※インターネットで検索

相談機関 ※相談連絡先については、インターネット検索等もご利用ください

- *大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター（フリーダイヤル：0120-068-116）
- *大阪労働局 雇用環境・均等部（TEL：06-6941-8940）

◀問合せ先▶ 吹田市 地域経済振興室 労働担当
TEL 06-6384-1365 FAX 06-6384-1292

▶ 経営でお悩みの方・起業をお考えの方

『商業相談』をご利用ください

吹田市では、起業、開業、経営改善に関することについての相談を受け付けています。
無料ですので、お気軽にご利用ください。

◆相談日時（庁内）

とき／第3木曜日 午後1時～午後5時
ところ／市民総務室 市役所1階105番窓口

◆相談日時（庁外）

とき／第2・4木曜日 午後1時～午後5時
ところ／相談員が商店街や市場などを巡回相談します
申込み／吹田市 地域経済振興室（商業担当）

TEL 06-6170-2370



ふるさと納税返礼品の募集

吹田市に寄附をする市外在住の方に贈呈するお礼の品(返礼品)を提供する市内の事業者を募集しています。

吹田市の魅力発信につながる商品やサービスを返礼品として全国の人に届けませんか。

素敵な返礼品の提案をお待ちしています。

返礼品の要件

市内で生産、製造、加工、サービス提供(体験含む)されているもの等

(詳しくは市ホームページの募集要項をご確認ください。)

募集期間

随時募集

申込み・問合せ先

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 ふるさと納税担当

(吹田市役所 低層棟3階 316番窓口)

TEL:06-6170-2326(直通) FAX:06-6384-1292

メールアドレス:furusato-tax@city.suita.osaka.jp



ふるさと納税
ポータルサイト

「すいたエール商品券」の換金について

商品券取扱協力店登録をされている事業者様は、換金期限にご注意ください

・換金期限：令和3年3月31日(水)まで

※期限を過ぎての換金は受け付けできませんのでご注意ください。

・換金日時：市役所開庁日(土、日、祝日を除く)午前9時～午後5時

・換金場所：吹田市役所本庁舎低層棟3階「商品券引受窓口」(放課後子ども育成課前)

・持参いただくもの：(1) 使用済商品券

(2) 「吹田市プレミアム付商品券事業」登録決定通知書

(3) すいたエール商品券換金請求書(3枚複写)

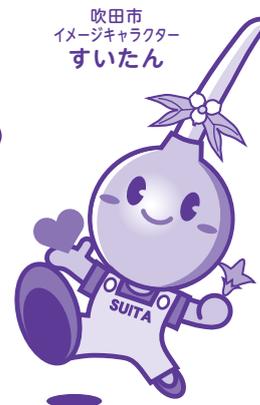
(4) 請求印※

※請求印は、申込書兼誓約書に押印しているものと同じもの

委任状を提出した場合は受任者の押印しているものと同じもの

換金についての詳細は、「すいたエール商品券取扱協力店マニュアル」5～7ページをご参照ください。

問い合わせ先：吹田市都市魅力部地域経済振興室 TEL 06-6170-2370(直通) FAX 06-6384-1292



すいたち

吹田市×吹田商工会議所 YouTubeチャンネル

すいたchは、市内事業者のPR動画や商品・技術の紹介動画などの吹田市の魅力の発信を行うYouTubeチャンネルです。ご視聴&チャンネル登録よろしくお祈いします！



また、この生まれたばかりのコンテンツを多くの方々と一緒に盛り上げようと市内事業者の皆さんにもご参加いただけるような企画を検討中です。乞うご期待♪

お問合せ：吹田商工会議所 06-6330-8001

8:17 / 9:28



令和3年経済センサスー活動調査を6月1日現在で行います。 全国すべての事業所・企業が対象です。

- 経済センサスー活動調査は事業所・企業の経済活動の状況を明らかにするために行われる大規模な基幹統計調査です。
- 5月中旬～下旬にかけて、調査票を送付または調査員が持参しますので、インターネットまたは郵送で御回答をお願いいたします。
- 御回答いただいた内容については、統計目的のみに使用され、目的外(税の資料等)に使用されることはありません。
- 国、都道府県及び市町村における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える重要な基礎資料として活用されますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

経済センサス 活動調査



【お問い合わせ先】

吹田市総務部総務室(統計担当) TEL:06-6384-1627(直通) FAX:06-6337-1631